

# 令和 8 ・ 9 年度総合評価方式(土木・造園工事)の実施状況分析検討業務

## 説明書

令和 7 年 8 月 5 日

独立行政法人 都市再生機構

## 1 契約担当役等の氏名及び名称等

独立行政法人都市再生機構 総務部長 田原 浩幸

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和 8・9 年度総合評価方式(土木・造園工事)の実施状況分析検討業務
- (2) 業務内容 土木・造園工事に係る総合評価方式適用結果の整理、分析及び課題抽出  
土木・造園工事に係る総合評価方式運用方針案の検討  
総合評価審査委員会(土木・造園工事)等に係る資料作成及び運営補助
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務の詳細な説明 仕様書による。
- (5) 履行場所 受注者の事務所

## 3 業務目的

本業務は、機構における総合評価発注方式の適切な運用に資することを目的に総合評価方式適用工事等の実施状況を分析し課題の抽出をするとともに、新たな総合評価方式運用方針の提案また、基準の改定に向けた資料作成を行うものである。

## 4 応募要件

### (1) 基本的要件

- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号)第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- ロ 当機構東日本地区における令和 7・8 年度測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- ハ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと(詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

### (2) 業務実績に関する要件

平成 28 年度以降に受注し完了した、同種又は類似業務の実績(再委託による業務の実績含む。)を 1 件以上有すること。

- ・同種業務：工事に係る総合評価落札方式の分析に関する業務
  - ・類似業務：工事のデータ整理及び分析(※)に関する業務
- (※)工事のデータ整理及び分析とは、工事情報に関する調査業務(工事費動向、諸経費動向、工事単価、労務費 等)、工事積算基準に関する調査(歩掛の見直し、新基準制定)

### (3) 業務執行体制に関する要件

以下に掲げる条件を全て満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

- イ 下記のいずれかの資格を有する者。

a) 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行っているもの。

b) R C C M（シビルコンサルティングマネージャ）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの。

ロ 平成 28 年度以降に完了した上記(2)に示す業務に 1 件以上従事した実績（再委託による業務の実績を含む）を有する者であること。

#### ハ 恒常的な雇用関係

予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取り扱う。

### (4) 総合評価に関する事項

#### イ 総合評価の方法

1) 技術提案書の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

① 企業の経験及び能力

② 予定管理技術者の経験及び能力

③ 実施方針

④ 評価テーマに関する技術提案

⑤ 技術評価点＝（技術評価の最高得点＝60）×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（（①に係る評価点）＋（②に係る評価点））＋（技術提案評価点）×（⑤の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（③に係る評価点）＋（④に係る評価点）

入札参加者全員の入札価格が、調査基準価格（予定価格に10分の7を乗じて得た額）以上の場合、上記「技術点」の算出式中「履行確実性度」を1（100%）とする。

2) 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は 30 点とする。

価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）

3) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う

#### ロ 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記イによって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

| 評価項目      | 評価の着目点       |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 技術点                |
|-----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|           |              | 判断基準                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |
| 企業の経験及び能力 | 業務実績         | (別記様式2)<br>平成28年度以降に受注し、完了した同種又は類似業務の実績を以下の順位で評価する。記載する業務は2件までとする。<br>① 同種業務(※1)の実績が2件ある。<br>② 同種業務(※1)の実績が1件又は類似業務(※2)の実績が2件ある。<br>③ 類似業務(※2)の実績が1件ある。                                                                                                                             | ① 10<br>② 5<br>③ 0 |
|           | 企業独自の取組み     | (別記様式3)<br>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし、認定等の区分に応じて以下のとおり評価する。<br>※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。                                                                                                                                                                                 | 0～<br>最大2          |
|           |              | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等                                                                                                                                                                                                                                               | 2                  |
|           |              | プラチナえるぼし                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |
|           |              | えるぼし3段階目                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |
|           |              | えるぼし2段階目                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1                  |
|           |              | えるぼし1段階目                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |
|           |              | 行動計画                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2                  |
|           |              | 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)等                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
|           |              | プラチナくるみん                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |
|           |              | くるみん(令和7年4月1日以降の基準)                                                                                                                                                                                                                                                                 |                    |
|           |              | くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |
|           |              | トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)                                                                                                                                                                                                                                                              | 1                  |
|           |              | くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)                                                                                                                                                                                                                                                      |                    |
|           |              | トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |
|           |              | くるみん(平成29年3月31日までの基準)                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |
|           |              | 行動計画                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2                  |
|           |              | 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |
|           |              | 上記認定のいずれの認定も受けていない                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0                  |
| 能力        | 予定管理技術者の経験及び | (別記様式4)<br>平成28年度以降に完了した同種又は類似業務の実績(再委託による業務の実績を含む)を以下の順位で評価する。記載する業務は2件までとする。<br>① 管理技術者又は担当技術者の立場で従事した同種業務(※1)の実績を2件有している者。<br>② 管理技術者又は担当技術者の立場で従事した同種業務(※1)の実績を1件又は類似業務(※2)の実績を2件有している者。<br>③ 管理技術者又は担当技術者の立場で従事した類似業務(※2)の実績を1件有している者。<br>なお、予定管理技術者は、技術士又はRCCMの資格を有していることとする。 | ① 8<br>② 4<br>③ 0  |
|           | 実施方針         | (別記様式5)<br>業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。                                                                                                                                                                                                                           | 0～10               |
| 実施方針      | 業務理解度        | (別記様式5)<br>業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。                                                                                                                                                                                                                           | 0～10               |
|           | 実施体制         | (別記様式5)<br>配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保等、業務を遂行する上での体制等が確保されている場合に優位に評価する。                                                                                                                                                                                                                 | 0～10               |

|                                                                   |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 関<br>する<br>技<br>術<br>提<br>案<br><br>評<br>価<br>テ<br>ー<br>マ<br>に<br> | 本業務に<br>おける専<br>門技術力<br>について | (別記様式6)<br>「建設工事市場の動向及び機構の工事発注・落札状況に配慮して本業務を進めるために必要な視点」<br>上記テーマについて、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けされており説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する<br><b>参考資料</b> 過年度の分析結果：<br><a href="https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/sougou.html">https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/sougou.html</a> | 0～20 |
|                                                                   | 上記テーマについて、適格性及び実現性を考慮して評価する。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |

※1 同種業務：工事に係る総合評価落札方式の分析に関する業務

※2 類似業務：工事のデータ整理及び分析(※)に関する業務

(※)工事のデータ整理及び分析とは、工事情報に関する調査業務（工事費動向、諸経費動向、工事単価、労務費 等）、工事積算基準に関する調査(歩掛の見直し、新基準制定)

## 5 手続等

### (1) 担当支社等

(申請書及び提出資料について)

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

独立行政法人都市再生機構本社 技術監理部 技術統括課

電話 045-650-0388

(令和7・8年度の競争参加資格、入札について)

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

独立行政法人都市再生機構本社 総務部会計課

電話 045-650-0189

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年8月5日（水）から令和8年8月28日（金）まで

当機構ホームページからダウンロードとする。

### (3) 説明書に関する質問

本説明書に関する質問は、「質問書」の提出をもって行うこと。質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

提出期限 令和8年9月16日（木）17時00分

提出場所 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

横浜アイランドタワー（5階受付）

独立行政法人都市再生機構本社 技術監理部 技術統括課

電話 045-650-0388

提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

なお、封筒に質問書在中の旨を朱書すること。

閲覧期間 令和8年9月28日（月）から令和8年9月30日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）

閲覧場所 提出場所に同じ。

### (4) 参加意思確認書の提出

本業務に参加を希望する場合は、「競争参加資格の確認について（別紙１）」、「参加意思確認書」（別記様式１）及び提出書類（別記様式２～別記様式４）一式を提出すること。

提出期限 令和８年８月２８日（金）１７時００分まで

提出方法 上記(1)記載の担当支社等に持参又は郵送

郵送の場合は書留郵便による郵送とし、提出期限までに必着のこと。

(5) 参加意思確認書提出者への参加資格通知

通知日 令和８年９月８日（火）（予定）

(6) 入札書及び技術提案書（別記様式５及び別記様式６）提出期限

提出期限 令和８年１０月１日（木）１７時００分まで

提出方法 上記(1)記載の総務部会計課に持参又は郵送

郵送の場合は書留郵便による郵送とし、提出期限までに必着のこと。（持参の場合は、日時を事前に連絡すること。）

(7) 開札日時

令和８年１０月１５日（木）午前１０時００分 開札時の立会いは求めない。

〒231－8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目５０番地１

独立行政法人都市再生機構本社 総務部会計課（５階入札室）

電話 045－650－0189

【参加意思確認書記載上の留意事項】

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。
- ② 提出された参加意思確認書は返却しない。
- ③ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ⑥ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ⑦ 参加意思確認書について、機構で審査を行い、応募要件を満たさない者に対しては、審査結果通知書を送付する。当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、契約担当役に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。機構は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、書面により回答する。

6 手続きにおける交渉の有無 無

7 契約書作成の要否

業務請負契約書案により、契約書を作成するものとする。

「都市機構ホームページ『入札・契約情報』掲載の様式等を参照

(<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>)

また、同日付で「個人情報の保護等に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を締結すること。

8 支払条件

前払金 30%以内、部分払 8 回及び完了払

9 関連情報を入手するための照会窓口

5 (1) に同じ。

10 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

#### 10 その他

当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で「調査」の業種区分の認定を受けていない場合も5

(4) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が競争入札の参加者として指名された場合であっても競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定をうけていなければならない。

以 上



(別紙1)

令和 年 月 日

会社名

### 競争参加資格の確認について

当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「調査」の業種区分の認定を受けていることを

( ) 認定済の登録番号 ※1

( ) 申請中に基づき、申請時の受付印が押された「受理票」の写し ※2

※いずれかに○

のとおり証明いたします。

記

認定済の登録番号

|      |  |  |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 登録番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|--|--|

以 上

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ開札時までには認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請時の受付印が押された「受理票」の写しを、本様式と合わせてご提出ください。

(参考) 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ>入札・契約情報>競争参加資格（申請・変更）

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構  
総務部長 田原 浩幸 殿

### 参加意思確認書

令和8年8月5日に公募のあった、「令和7・8年度総合評価方式(土木・造園工事)の実施状況分析検討業務」における参加者の有無を確認する公募について参加いたします。

なお、応募要件を満たしていること、並びに本確認書及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

会 社 名

住 所

代表者氏名

印

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名) : ○○ ○○ ○○

担 当 者(会社名・部署名・氏名) : ○○ ○○ ○○

※2 連 絡 先(電話番号) 1 : ○○○-○○○-○○○○

連 絡 先(電話番号) 2 : ○○○-○○○-○○○○

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

企業の平成 28 年度以降に受注し完了した 4 (2) に示す業務の実績

|                        |  |
|------------------------|--|
| 業務名※1                  |  |
| 契約金額                   |  |
| 履行期間                   |  |
| 発注機関名※2<br>住 所<br>電話番号 |  |
| 業務の概要※3                |  |
|                        |  |

※1 別記様式 4 に記載した予定管理技術者の 4 (3) に示す業務の実績を重複して記載できる。

※2 発注機関名は国、地方公共団体、独立行政法人又は特殊法人とする。

※3 記入に際し、1 件あたり本様式 1 枚とし、複数件ある場合は本様式をコピーして作成すること。また、記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。

- ・当該業務に係る契約書の写し（下請受注の場合は下請に係る契約書の写し及び下請受注した業務が実績要件の業務に該当することが分かる書類（発注者から元請先への再委託承諾書等））及び仕様書の写し

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

### 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 3 若者雇用促進法に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

予定管理技術者の経歴、平成 28 年度以降に完了した 4 (3) に示す業務の実績

|                     |                                                                      |                                                                                                                 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予定<br>管理<br>技術<br>者 | 氏名：                                                                  |                                                                                                                 |
|                     | 現所属・役職：                                                              |                                                                                                                 |
|                     | 資格名：※ 1<br>(登録番号：                      取得年月日：                      ) | 実務経験：<br>年                      ヶ月                                                                              |
|                     | 業務<br>の<br>実<br>績                                                    | 業務名：<br>契約金額：<br>履行期間：<br>発注機関名※2、住所、電話番号：<br>業務の概要※3：<br><div style="text-align: right;">(〇〇技術者として従事) ※4</div> |
|                     |                                                                      | 業務名：<br>契約金額：<br>履行期間：<br>発注機関名※2、住所、電話番号：<br>業務の概要※3：<br><div style="text-align: right;">(〇〇技術者として従事) ※4</div> |

※1 関連機関による登録の証明書を添付すること。

※2 発注機関名は、国、地方公共団体、独立行政法人又は特殊法人とする。

※3 記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。

- ・当該業務に係る契約書の写し（下請受注の場合は下請に係る契約書の写し及び下請受注した業務が実績要件の業務に該当することが分かる書類（発注者から元請先への再委託承諾書等））及び仕様書の写し

※4 〇〇技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

## 実施方針

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 業務理解度（業務の目的、条件、内容の理解度及び配慮事項等）           |
|                                         |
| 実施体制※（業務内容を充分理解し、予定担当者の経験等を加味した実施体制の提案） |
|                                         |

※業務実施体制は、予定担当者の業務経験等を加味し作成すること。

評価テーマに対する技術提案

テーマ：「建設工事市場の動向及び機構の工事発注・落札状況に配慮して本業務を進めるために必要な視点」

注：提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。文章を補完するための資料（概念図、出典の明示できる図表、既往成果等）を添付することができる。

なお、作成は本テーマで2枚以内とする。